

第 4 期愛知県障害福祉計画の概要について

第 1 章 計画策定の趣旨

- ・法定計画（根拠：障害者総合支援法）
- ・目的：障害福祉サービス及び相談支援並びに県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施の確保

（第 2 章 本県の現状（略））

第 3 章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現（障害者基本法の目的規定の内容）

2 計画の基本的考え方

- (1) 県内のどこでも必要な訪問系のサービスが受けられるようにする
- (2) 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにする
- (3) グループホーム等の充実を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進する
- (4) 福祉施設から一般就労への移行を推進する
- (5) 障害のある人が安心して暮らせる支援システムづくりを進める

3 計画期間

平成 27 年度～29 年度

第 4 章 地域生活移行についての成果目標の設定と取組施策

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 目標値の設定

平成 25 年度末現在の施設入所者数(A)：	3,962 人
目標値：平成 29 年度末における施設入所者数(B)：	3,804 人
H25.3.31～H30.3.31 の削減数(A-B)：	158 人(4%削減)
H25.3.31～H30.3.31 の地域生活移行者数：	1,137 人(28.7%地域生活移行) (12%+16.7% (未達成率))

(2) 本計画期間の取組

- 入所施設の取組の強化
 - ・定員数区分により報酬単価が違い、40 人以下の定員の区分が最も高く設定されていることについて周知を図り、今後の施設運営についての検討を進める支援を行う。

○住まいの場の確保

- ・グループホームは、その整備を促進するため、整備に係る経費助成等を行う。
- ・グループホーム・ケアホーム利用者に対し 1 万円を上限として家賃助成を行う。
- ・公営住宅や既存の戸建て住宅を活用したグループホームの整備促進を推進していく。
- ・グループホームの開設から運営までをサポートする整備促進支援制度を推進。

○重症心身障害児・者の支援

- ・医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者がショートステイを利用できるよう、事業所の受入れ体制の強化に対し助成を行う。
- ・登録喀痰吸引等事業者の整備を促進。

○地域生活の相談支援体制の整備・充実

- ・相談支援に関するアドバイザーを設置し、相談支援体制の充実を進めていく。市町村が行う相談支援においてピアカウンセリング等が円滑に実施されるよう支援していく。

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

(1) 目標値の設定

- ① 平成 29 年度における入院後 3 か月経過時点の退院率を 64%とする。
- ② 平成 29 年度における入院後 1 年経過時点の退院率を 91%とする。
- ③ 平成 29 年 6 月末時点における長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%減少とする。

(2) 本計画期間の取組

○地域生活移行に向けた支援

- ・医療と福祉双方の関係者の連携推進や医療と福祉を結びつける保健所のコーディネート機能の強化。

○地域定着のための支援

- ・地域で生活し必要な医療のアクセスを確保するため、医療機関、福祉サービス事業所と有機的な連携の構築を目指す。

○地域における理解の促進

- ・精神障害について理解を深めるためのイベントや、偏見をなくすための講演会の開催。

3 地域生活支援拠点等の整備

(1) 目標値の設定

- 平成 29 年度末までに市町村又は各障害保健福祉圏域に、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つは整備

(2) 本計画期間の取組

- 地域における各自治体の取り組みを支援

4 福祉施設から一般就労への移行

(1) 目標値の設定

<p>平成 24 年度一般就労移行者数：589 人</p> <p>目標値：平成 29 年度における年間の一般就労移行者数：1,178 人 (H24 年度実績比 2 倍)</p> <p>平成 25 年度就労移行支援事業利用者数：1,484 人</p> <p>目標値：平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数：2,374 人 (H25 年度末の 6 割増)</p> <p>目標値：平成 29 年度末において、就労移行支援事業所全体の 5 割以上の事業所が就労移行率 3 割以上を達成</p>

(2) 本計画期間の取組

- 就労移行支援事業者の確保
 - ・ サービス管理責任者研修や事業者への説明会を通じて、サービスの質の確保や、責任者の兼成に努めます。
- 職業能力開発支援
 - ・ 県の障害者職業能力開発施設においてニーズに対応した効果的な訓練の実施に努める。
- 企業等に対する働きかけ・支援
 - ・ 事業主等を対象としたセミナーの開催や、障害者就職面接会の開催などを行う。
 - ・ 障害者就業・生活支援センターと地域経済団体等との連携を強化し、就労及び定着を推進。
- 一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等
 - ・ 障害者優先調達推進法に基づく物品や役務の調達方針を策定して、優先発注の促進を進める。
- 労働関係機関の就労支援策の活用
 - ・ トライアル雇用、ジョブコーチ、委託訓練事業等の施策の活用。
- 労働関係機関の就労支援策の活用。
 - 関係機関との連携強化
 - 産業労働部、国機関の労働局、愛知障害者職業センター等関係機関との連携。

第 5 章 障害福祉サービスの見込量と確保策

1 訪問系サービス

(1) サービス見込量(／月) * 市町村の見込量の計

H25 年度実績 (3 月)	H29 年度見込 (年平均)
訪問系サービス計	395,811 時間

(2) サービスの確保策

- ・ 居宅介護の対象を精神障害にも拡充するよう働きかける。
- ・ 全ての居宅介護事業所が重度訪問介護事業を実施するよう働きかける。
- ・ 喀痰吸引等事業への参入を働きかける。

2 日中活動系サービス

(1) サービス見込量(／月) * 市町村の見込量の計

H25 年度実績 (3 月)	H29 年度見込 (年平均)
生活介護	265,782 人日
就労継続支援 A 型	71,522 人日
就労継続支援 B 型	136,004 人日

(2) サービスの確保策

- ・ NP0 法人など多様な事業主体の新規参入の促進を図る。
- ・ 重症心身障害児・者が身近な事業所でショートステイを利用できるよう経費助成し、支援を実施。

3 居住系サービス

(1) サービス見込量(／月) * 市町村の見込量の計

H25 年度実績 (3 月)	H29 年度見込 (年平均)
グループホーム	3,461 人

(2) サービスの確保策

- ・ 本概要書の第 4 章の 1 の (2) に記載 (計画素案の第 4 章の 1 の (4) に詳細に記載)

4 相談支援

(1) サービス見込量

- ・ 計画相談支援については、障害福祉サービスの利用者を勘案して算定

(2) サービスの確保策

- ・ 相談支援従事者等研修事業を実施し、事業者の参入を促進する。
- ・ 相談支援に関する圏域アドバイザーを設置して広域的専門的な支援を行う。

5 発達障害・難病のある人に対するサービスの利用

- ・ 障害者総合支援法に基づき、発達障害・難病のある人に対して、福祉サービスの内容や利用方法について一層の周知を図ることが必要

6 障害児支援サービス

- ・ 障害児に係るサービス提供事業所の適切な指定及びサービスの円滑な提供を図る。
- ・ 児童発達センターを地域における中核施設として位置づけ、障害児支援の体制整備を図る。

- ・ 愛知県心身障害者コロニーの再編整備

- ・ 重症心身障害児・者に対する支援体制の整備

7 障害保健福祉圏域の現状とサービス見込量(ビジョン)

(1) 圏域単位での地域特性及び課題

(2) 平成 29 年度末までに不足するサービスの基盤整備

(3) 各圏域の現状と今後のサービス見込量

4 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

5 人材養成等その他の事業

- (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者等研修事業
- (3) サービス管理責任者等研修
- (4) 聴覚障害者情報提供施設事業

第8章 計画の推進

・障害福祉計画における目標等について、施策の実施状況を把握し、障害者施策審議会に十分な報告を行い、障害者施策や関連施策の動向を踏まえながら、分析及び評価を行う。

また、愛知県障害者自立支援協議会にも意見を聞き、これらの機関での審議をPDCAサイクルに組み込んで計画の着実な推進を図る。

・市町村や労働局、関係行政機関、教育委員会等の教育関係機関、子育て担当部局、障害者団体やサービス事業者、医療関係機関など障害のある人の自立と社会参加に関わる関係者の意見を聴きながら、連携・協働して進める。

・分析・評価をし、必要があると認めるときには、障害福祉計画、事業の見直し等の措置を講ずることとします。

第6章 障害福祉サービス、相談支援従事者の確保・資質向上、施設のサービスの質の向上のために講ずる措置

1 サービス提供に係る人材の育成

- サービス管理責任者等研修の実施
- 相談支援専門員研修の実施
- 福祉の場で働く人の人材確保
- ・福祉人材センターにおいて講習会を実施したり、福祉人材無料職業紹介事業等、福祉の就職総合フェアを実施するなど、人材の確保に取り組む。
- 喀痰吸引等の業務を行うことができる人材の育成

2 サービス提供者に対する第三者評価

- ・福祉サービス第三者評価機関の認証、評価調査者養成研修の実施。

3 障害のある人の権利擁護

- ・障害のある人への虐待の防止など、人権侵害や様々な不利益や不都合な環境をなくす体制の整備を図るとともに、諸権利の擁護についての取組を積極的に進めていく。

○ 成年後見制度の活用等権利擁護の推進

- ・障害のある子を持つ親の高齢化や障害のある方への経済的虐待の防止及び救済を図ることなどから、成年後見の必要性は高まっております。制度の普及啓発や、成年後見センターの設置を促進するなど、障害のある人の権利擁護を図っていく。

第7章 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

1 専門性の高い相談支援事業

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 障害者就業・生活支援センター運営事業 等

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣

- (1) 手話通訳者養成研修事業
- (2) 手話通訳者派遣事業
- (3) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- (4) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

3 広域的な支援事業

- (1) 相談支援体制整備事業
 - ・相談支援に関し圏域を担当するアドバイザー及び専門アドバイザーを設置し、広域的な支援を行うことにより、引き続き相談支援体制の充実を進める。